

『訪問リハビリテーション事業』のご案内

1. 訪問リハビリテーションとは

在宅で生活されている方を対象とし、通院が困難な方や通院だけでは十分なリハビリができない方などのご家庭に、直接、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問し、機能回復や維持のための訓練や日常生活に即した訓練を、利用者様やご家族の希望を基に実施するサービスです。

2. サービスの内容は

- ・ 身体機能を維持・改善するような訓練(関節拘縮の予防・改善、筋力強化など)や日常生活に即した訓練(起き上がりや立ち上がり、歩行からトイレ動作、食事動作に至るまで)を行います。
- ・ 手すりや福祉器具の導入による生活環境の整備など療養上必要な指導や相談をお受けします。
- ・ コミュニケーションに対する訓練や飲み込みが悪く、ムセのある方に対しての指導を行います。
- ・ 家族に対して介助量の軽減のために必要な介護・運動方法の指導を行います。
- ・ ケアマネージャーや他のサービス提供者との積極的な連携を図り指導を行います。
- ・ 主治医、看護師と密接に連携し、機能回復にとどまらず予防という視点でのリハビリテーションを提供します。
- ・ 必要に応じて、当院のショートステイを活用し、充実した設備の中、集中的なリハビリを行い、在宅生活を援助します。

3. 利用するには

- ・ 介護認定をされて、主治医が必要と認めた場合は訪問リハビリを受けることができます。
- ・ 申請中の方でも、介護認定されると判断できる場合は、訪問リハビリを受けることができます。

(1) 営業時間：月～金曜日 午前9時～12時 / 午後1時～4時30分

(2) 休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(3) 利用料：

訪問リハビリテーション(要介護1～5)

項目	利用者負担金(1割)	備考
訪問リハビリ	290円	1回(20分)につき
リハビリテーション マネジメント加算 I	230円	1月につき
訪問リハ短期集中加算	200円	1日につき 退院(所)日又は認定日から3月以内で週2回以上 1回20分以上利用した場合
サービス提供体制加算	6円	1回(20分)につき

予防訪問リハビリテーション(要支援1,2)

項目	利用者負担金(1割)	備考
予防訪問リハビリ	290円	1回(20分)につき
リハビリテーション マネジメント加算	230円	1月につき
予防短期集中加算	200円	1日につき 退院(所)日又は認定日から3月以内で週2回以上 1回20分以上利用した場合
サービス提供体制加算	6円	1回(20分)につき

(4) 実施地域：実施地域は合併前の旧村上市内といたします(但し、以下の地域を除く)。

村上市小谷	村上市下山田	村上市上山田	村上市大関	村上市鑄物師
村上市菅沼	村上市赤沢	村上市門前	村上市大栗田	村上市野湯
村上市間島	村上市柏尾	村上市吉浦	村上市早川	村上市馬下

※実施地域外において訪問リハビリ1回(20分)の月額合計に対し5%を加算いたします。

ご相談、申し込みなどのお問合せは、村上記念病院「訪問リハビリ担当」までご連絡の程お願いいたします。

「訪問リハビリテーション利用申込書」はホームページからもダウンロードできます。

医療法人 新光会 村上記念病院
事業所番号 1511210716
TEL 0254-52-1229
FAX 0254-52-3556
E-mail kinen.rihabiri@shinkohkai.jp
<http://murakamikinen-hp.jp/>